

書式第 4 9

【書類名】 意匠登録料納付書（補充）  
（【提出日】 令和 年 月 日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【意匠登録番号】  
【意匠権者】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【納付年分】 第 年分  
（【登録料の表示】）  
（【予納台帳番号】）  
（【補充金額】）  
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日  
〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限り）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 4 0 条 1 項の規定により特例法第 1 5 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第 4 2 条第 5 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。意匠法第 4 2 条第 5 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 2 その他は、意匠法施行規則様式第 1 9 の備考と同様とする。